

【オンライン資格確認】

**オンライン資格確認（プレ運用）
実施に向けた
準備作業の手引き**

【医療機関・薬局の方々へ】

令和3年7月2日

厚生労働省

社会保険診療報酬支払基金

オンライン資格確認の
導入にご協力ください！





オンライン資格確認（プレ運用）とは？

オンライン資格確認（プレ運用）とは、オンライン資格確認等システムの本番運用に向けて、システム品質・運用懸念等を最終確認するため、オンライン資格確認等を利用した業務を行っていただくものです。

なお、本番環境・本番データを利用の上、患者にもご協力いただき、通常の業務に組み込んで実施いただくよう、ご注意ください。

目的

- ✓ オンライン資格確認等システムを本番環境・本番データで運用いただくことで、患者の方も含め、実際にご利用いただく方々にシステムや業務に慣れていただくこと
- ✓ 本番環境におけるシステム品質などを最終的に確認するとともに、多くの医療機関・薬局が感じられる疑問を早期にお寄せいただき、事前に解消させること

※：「オンライン資格確認利用申請」の際に設定いただいた「利用開始予定年月」に応じて、利用開始予定月の31日前より、本番環境に接続可能となります。
（例：「令和3年6月」でご回答いただいている場合は5月1日）

※：既にプレ運用参加が確定している医療機関・薬局は、本ご案内はいたしません。

※：本手引きは「オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」の運用テスト（3-1.導入③）まで実施済みである前提となります。
未実施の場合は、システムベンダーにご相談ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000699397.pdf>



オンライン資格確認（プレ運用）でできるようになること

オンライン資格確認（プレ運用）にて実施いただける業務を以下に記載しますので、事前にご確認ください。
なお、すべての業務を必ずしも実施いただく必要はございませんが、是非、ご確認いただくようご協力お願いいたします。
※例えば、診療科目・時間帯での限定実施など

マイナンバーカードでの 資格確認

マイナンバーカードによる資格情報の照会

- 患者がマイナンバーカードを所持して来院された場合、顔認証付きカードリーダーによる自動運転モードでの顔認証・暗証番号認証、または職員による目視確認によって、マイナンバーカードが患者本人のものであることを確認の上、オンラインで有効な資格情報を確認できます。
- 利用可能時間：365日原則24時間

健康保険証での 資格確認

健康保険証による資格情報の照会

- 健康保険証/処方箋にてオンライン資格確認を行う場合は、保険者番号、被保険者証記号・番号、枝番、生年月日を入力することで、オンラインで有効な資格情報を確認できます。（なお、枝番は、未入力でも照会できます。照会した結果に枝番を付けて返します。）
- 利用可能時間：365日原則24時間

予約確認 （資格情報の一括照会）

予約患者を対象に、来院に先立って保険資格の有効性をまとめてチェック

- 予約患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを事前に把握することができます。
- 予約患者等の資格確認一括照会要求ファイル（保険者番号、被保険者番号等を記載）をオンライン資格確認等システムにアップロードし、資格確認一括照会結果ファイルをダウンロードします。
- 利用可能時間：365日原則24時間

マイナンバーカード 「健康保険証利用の 申込」手続き

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための手続き

- 顔認証付きカードリーダーを用いて「健康保険証利用の申込」手続きができます。
※AM3時～AM6時はご利用いただけません。
- なお、顔認証付きカードリーダー以外でもマイナポータル（<https://myrna.go.jp/>）にて事前申込みできます。前日18時までには手続きを行うと、翌朝には反映されます。
※メンテナンス等に伴い手続きができないことがありますので、詳細はポータルサイトのお知らせ等で周知いたしますので、定期的にご確認ください。

※具体的な業務運用については、運用マニュアル・レセコンマニュアル等を参照ください。



準備作業の概要（1/3）

オンライン資格確認（プレ運用）の実施に向けた最終準備作業は、以下の6点になります。

特に、「1. システム環境の整備・ネットワーク回線確認」については、システムベンダー（現在ご利用のレセプトコンピュータ等の業者）に対応いただく作業が多く、現地作業までに期間を要する場合がございますので、お早めにシステムベンダーへの相談・発注をお願いいたします。

1.

システム環境の整備・ ネットワーク回線確認

▶システムベンダーに依頼・確認

▶次ページ参照

オンライン資格確認利用申請及び電子証明書発行申請の実施

- 資格確認端末の設定に電子証明書が必要となりますので、資格確認端末の設定を行う1週間前までを目安として、医療機関等ポータルサイトより**オンライン資格確認利用申請及び電子証明書発行申請を行ってください。**

資格確認端末・顔認証付きカードリーダーの設定※

- 顔認証付きカードリーダー、資格確認端末の調達後、必要なアプリケーションのインストールを行ってください。（セットアップ手順書の作業になります。）
 - 医療機関等向けセットアップ手順書（資格確認端末編）
 - https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/setup_shikaku.pdf

現在ご利用のシステムでのオンライン資格確認機能の動作確認を実施※

- ご利用のレセプトコンピュータ、電子カルテシステム/調剤システム等において、オンライン資格確認に係る機能のインストールを実施してください。
- インストール後、操作方法を確認の上、動作確認を行ってください。
- システムベンダーにてご対応いただく内容になる場合が多いため、システムベンダーへご確認ください。

ネットワーク回線の設定・疎通確認

- オンライン資格確認は、オンライン請求の回線環境を活用します。資格確認端末、もしくはレセプトコンピュータからオンライン資格確認等システムを繋ぐ、接続設定を行ってください。
- 設定後、オンライン請求回線が疎通ができていますかをご確認ください。
- 設定方法等は、ご利用のオンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続回線事業者（「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」参照）へご確認ください。
 - オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表
 - https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/online/online_04.files/claimsys35.pdf

運用テスト※

- 支払基金よりシステムベンダーに示している「医療機関・薬局運用テスト計画書」に沿って、テストシナリオを実施してください。
- なお、テストシナリオは医療機関・薬局の業務に応じてシステムベンダーと相談の上、必要なものを実施ください。（支払基金へ結果報告等は求めません）

※作業内容が不明な場合は、システムベンダーへご確認ください。



(参考) システム環境の整備等におけるシステムベンダーに依頼いただく作業概要

オンライン資格確認の導入にあたっては、「1. システム環境の整備・ネットワーク回線確認」を行うため、現在ご利用のレセプトコンピュータ等のシステムベンダーに各種作業を依頼いただく必要があります。下記①～③を参照のうえ、システムベンダーへの相談・依頼をお願いいたします。

医療機関・薬局



オンライン資格確認の機器

顔認証付き
カードリーダー



資格確認端末
(パソコン)



① 各種機器の導入・設定

- パソコンの設定（アカウント、ネットワークの接続等）
- 必要なアプリケーション（支払基金配布アプリケーション、顔認証付きカードリーダーアプリケーション）のインストール
- 電子証明書のインストール

▶システムベンダーに依頼

現在ご利用のシステム



レセプト
コンピュータ



電子カルテ
システム/
調剤システム

② システムの改修・動作確認

- パッケージソフトの改修機能のインストール、設定
- 運用テストの実施

▶システムベンダーに依頼

ルーター

オンライン請求
ネットワーク



③ ネットワークの設定・疎通確認

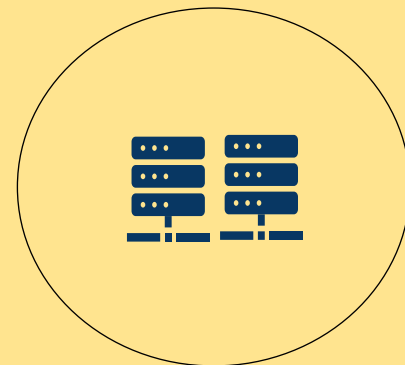
- ルーティングの設定（院内/局内ネットワークと資格確認端末の通信、資格確認端末とオンライン資格確認等システムとの通信）
- ネットワークの疎通確認

▶システムベンダーに依頼

支払基金・国保中央会



オンライン資格確認等システム



本ページの作業概要は各医療機関・薬局で現在ご利用のシステムの状況により異なる可能性がありますので、システムベンダーに必ずご確認ください。

オンライン資格確認の利用にあたり、**事前にオンライン資格確認利用申請及び電子証明書発行申請を機器受取/設定を行うの5営業日前までに行ってください**。



準備作業の概要（2/3）

（つづき）

2. 本番環境接続に係る設定

▶システムベンダーに確認

システム設定の実施 ※場合によってはシステムベンダーにご依頼

- 作業内容が不明な場合は、システムベンダーへご確認ください。
- オンライン資格確認等システムの利用開始予定月の31日前より、本番環境に接続可能となります。
 - 医療機関等向けセットアップ手順書（資格確認端末編）
 - https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/setup_shikaku.pdf

3. 受付業務等の変更点確認

受付業務等の変更点やトラブル時の対応方法の確認

- 医療機関等向けポータルサイトに掲載の以下情報で導入後の受付業務等の流れをご確認ください。**特に、運用マニュアル及びトラブルシューティング編は事前に必ずお読みください。**
- ベンダーより操作マニュアル等の提供がある場合にはそちらもご参照ください。
 - 動画【導入後の業務と機能編】
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/about/>
 - 運用マニュアル（病院・診療所向け、薬局向け）
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/3739d15fc854f5f772fd34a665cb75c6.pdf>
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/c89733a44a22b252588c3d263b617ee3.pdf>
 - トラブルシューティング編
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/e3e5c42726f7fb10b326b6ac1faff0f6.pdf>

自施設における変更点の確認

- 自施設における職員や患者の動きをイメージし、オンライン資格確認導入後の受付業務等の確認を行ってください。また、上記について職員の方に説明し、運用開始に向けた準備を行ってください。

4. 患者向け掲示

▶次ページ参照

患者向けのポスター掲示の配布

- オンライン資格確認に対応していることを示す、ポスター掲示を行ってください。

「個人情報保護の利用目的」の更新

- 患者向けに掲示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、オンライン資格確認の利用開始に伴い一部更新が必要となりますので、追記をお願いいたします。

※上記は一般的な診療所・薬局を想定した準備作業のステップとなります。大規模な病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なると想定されるため、システムベンダーへご確認ください。



また、オンライン資格確認等システムを導入する場合には、個人情報保護法を踏まえ、施設内に掲示されている個人情報の利用目的に「審査支払機関又は保険者への照会」の追記をお願いいたします。※別紙参照「オンライン資格確認に伴い必要となる院内掲示の個人情報利用目的追記例」

マイナンバーカード・健康保険証・その他証類を持参いただくよう、患者へ事前周知をお願いいたします。

“オンライン資格確認対応”
を示すポスター・ステッカーです！
ぜひご活用ください！

プレ運用専用ポスター



別紙2

オンライン資格確認を導入する医療機関等における個人情報の利用目的の例示

【対照表】

別表2 医療・介護関連事業者の通常の業務で想定される利用目的
(医療機関等の場合) *

【患者への医療の提供に必要な利用目的】
【医療機関等の内部での利用に係る事例】
(略)

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、

一他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携

一他の医療機関等からの照会への回答

一患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

一保険事業業務の委託その他の業務委託

一家族等への現状説明

・医療保険事務のうち、

一保険事務の委託

一書式支払機関とのレポートの提出

一書式支払機関又は保険者からの照会への回答

・事業者等へのその結果の通知

・医療機関等は保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社

等との取組又は提出等

【上記以外の利用目的】

(略)

オンライン資格確認を導入した医療機関等における
個人情報の利用目的の例示

【患者への医療の提供に必要な利用目的】
【医療機関等の内部での利用に係る事例】
(略)

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

・当該医療機関等が患者等に提供する医療サービスのうち、

一他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携

一他の医療機関等からの照会への回答

一患者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

一保険事業業務の委託その他の業務委託

一家族等への現状説明

・医療保険事務のうち、

一保険事務の委託

一書式支払機関とのレポートの提出

一書式支払機関又は保険者からの照会への回答

・事業者等へのその結果の通知

・医療機関等は保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社

等との取組又は提出等

【上記以外の利用目的】

(略)

*【医療・介護関連事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス】
（医療）別表2第34号、第35号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号、第65号、第66号、第67号、第68号、第69号、第70号、第71号、第72号、第73号、第74号、第75号、第76号、第77号、第78号、第79号、第80号、第81号、第82号、第83号、第84号、第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号、第91号、第92号、第93号、第94号、第95号、第96号、第97号、第98号、第99号、第100号、第101号、第102号、第103号、第104号、第105号、第106号、第107号、第108号、第109号、第110号、第111号、第112号、第113号、第114号、第115号、第116号、第117号、第118号、第119号、第120号、第121号、第122号、第123号、第124号、第125号、第126号、第127号、第128号、第129号、第130号、第131号、第132号、第133号、第134号、第135号、第136号、第137号、第138号、第139号、第140号、第141号、第142号、第143号、第144号、第145号、第146号、第147号、第148号、第149号、第150号、第151号、第152号、第153号、第154号、第155号、第156号、第157号、第158号、第159号、第160号、第161号、第162号、第163号、第164号、第165号、第166号、第167号、第168号、第169号、第170号、第171号、第172号、第173号、第174号、第175号、第176号、第177号、第178号、第179号、第180号、第181号、第182号、第183号、第184号、第185号、第186号、第187号、第188号、第189号、第190号、第191号、第192号、第193号、第194号、第195号、第196号、第197号、第198号、第199号、第200号、第201号、第202号、第203号、第204号、第205号、第206号、第207号、第208号、第209号、第210号、第211号、第212号、第213号、第214号、第215号、第216号、第217号、第218号、第219号、第220号、第221号、第222号、第223号、第224号、第225号、第226号、第227号、第228号、第229号、第230号、第231号、第232号、第233号、第234号、第235号、第236号、第237号、第238号、第239号、第240号、第241号、第242号、第243号、第244号、第245号、第246号、第247号、第248号、第249号、第250号、第251号、第252号、第253号、第254号、第255号、第256号、第257号、第258号、第259号、第260号、第261号、第262号、第263号、第264号、第265号、第266号、第267号、第268号、第269号、第270号、第271号、第272号、第273号、第274号、第275号、第276号、第277号、第278号、第279号、第280号、第281号、第282号、第283号、第284号、第285号、第286号、第287号、第288号、第289号、第290号、第291号、第292号、第293号、第294号、第295号、第296号、第297号、第298号、第299号、第300号、第301号、第302号、第303号、第304号、第305号、第306号、第307号、第308号、第309号、第310号、第311号、第312号、第313号、第314号、第315号、第316号、第317号、第318号、第319号、第320号、第321号、第322号、第323号、第324号、第325号、第326号、第327号、第328号、第329号、第330号、第331号、第332号、第333号、第334号、第335号、第336号、第337号、第338号、第339号、第340号、第341号、第342号、第343号、第344号、第345号、第346号、第347号、第348号、第349号、第350号、第351号、第352号、第353号、第354号、第355号、第356号、第357号、第358号、第359号、第360号、第361号、第362号、第363号、第364号、第365号、第366号、第367号、第368号、第369号、第370号、第371号、第372号、第373号、第374号、第375号、第376号、第377号、第378号、第379号、第380号、第381号、第382号、第383号、第384号、第385号、第386号、第387号、第388号、第389号、第390号、第391号、第392号、第393号、第394号、第395号、第396号、第397号、第398号、第399号、第400号、第401号、第402号、第403号、第40

本番運用開始向けポスター・ステッカー



https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

サイトをご確認の上、必要な周知素材をダウンロードいただき、患者へのプレ運用等の周知にご活用ください。



準備作業の概要（3/3）

（つづき）

5.

配信アプリケーション等の設定の確認

配信アプリケーション等の設定の確認

- 支払基金の配信サーバへの接続確認を行ってください。（医療機関等起点の構成等の配信サーバに接続しない構成の場合、システムベンダーに接続状況をご確認ください）
- 各種アプリケーションは最新のバージョンとなっていることを確認してください。
 - 配信アプリケーションの確認について
 - <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/docs/bf266ea509d9647d6b6a5d59b405e4b6.pdf>

6.

準備作業完了報告

プレ運用準備作業完了報告フォームの入力

準備作業1～5が完了しましたら報告をお願いいたします。

- 医療機関等向けポータルサイトにログインいただき「【プレ運用参加医療機関・薬局向け】プレ運用準備作業完了報告フォーム」からご報告ください。
- ご回答いただいた完了報告をもとに、本番環境接続状況、配信アプリケーションの接続等のログを確認し、支払基金から開始確定のご連絡をいたします。
 - 【プレ運用参加医療機関・薬局向け】プレ運用準備作業完了報告フォーム
 - https://shinsei.iryohokenjyoho-portalsite.jp/pc/enquete/preope_kanryobi_questionary

画面イメージ

マイページログイン後

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

[ログアウト](#)

あなたの情報

[アカウント情報編集](#)

利用申請・補助申請

[オンライン資格確認導入意向調査](#)

[健康保険カードリーダー申込](#) 登録内容を確認する

プレ運用準備作業完了報告フォーム

オンライン資格・オンライン請求利用申請

[オンライン資格確認利用開始・変更申請](#) 登録内容を確認する 通知書をダウンロードする

[オンライン請求に関する開始・変更届出](#) 登録内容を確認する

電子証明書発行申請

[電子証明書発行申請](#)

プレ運用準備作業完了報告フォーム

医療機関の端末で下記の確認が完了した旨を伝えてください。

①支払基金の配信サーバへの接続確認
②各種アプリケーションのバージョン確認
※最新のバージョンと一致しているかを確認してください。

【確認方法】
確認場所
医療機関等向けポータルサイト
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/docs/bf266ea509d9647d6b6a5d59b405e4b6.pdf>
※最新のアプリケーションのバージョン確認
※最新のバージョンと一致しているかを確認してください。

※不具合が解消しない場合や不明点がある場合は、資格確認端末の設定作業を行った業者へお問合せください。
☐ はい ☐ いいえ

③「①」の資格確認端末等のセットアップについて「完了」が完了していない方へ

※本番環境についてご不明な場合は、資格確認端末の設定作業を行った業者へご確認ください。
☐ レセプトコンピュータ等の端末にオンライン資格確認のアプリケーション等を搭載しているため
☐ その他、後述の端末のため

1. 健康保険証を利用した動作確認について ☐ はい ☐ いいえ
医療機関・薬局の端末・院内で健康保険証を利用した本番データ（本番環境へ接続）での資格確認の実施・動作確認が完了していますか。

2. マイナンバーカードを利用した動作確認について ☐ はい ☐ いいえ
資格確認・薬局の端末・院内でマイナンバーカードを利用した本番データ（本番環境へ接続）での資格確認の実施・動作確認が完了していますか。

3. 税票等の印刷について ☐ はい ☐ いいえ
受付業務等の変更点の確認及びレセプトコンピュータ等の操作の確認が完了していますか。

その他 導入業者について

ソフトウェアメーカー（レセプトコンピュータ）、セットアップ導入業者
ご利用しているレセプトコンピュータのソフトウェアメーカー、もしくはセットアップを行った導入業者名を記載してください。

「プレ運用準備作業完了報告フォーム」をクリック

各報告項目を入力し、「送信する（確認）」をクリック



実施における注意事項

オンライン資格確認（プレ運用）実施における注意事項を以下に記載しますので、事前にご確認ください。

1.

資格情報
について

マイナンバーカードによる資格確認を実施する場合、原則として別途の健康保険証確認は不要です。但し、資格情報に関して不明点があった場合、健康保険証の確認をお願いいたします。また、資格情報に関するお問い合わせは保険者等への個別連絡はせず、お問い合わせ窓口までお願いいたします。

- オンライン資格確認により取得できる資格情報において、極めて低い割合ではありますが、保険者等の登録状況により資格確認結果が返却されない、氏名カナが返却されない等がありますのでご注意ください。

2.

サービス
提供時間

メンテナンス等のためシステム停止が発生する旨、ご了承ください。

- オンライン資格確認等システムのサービス提供時間は、原則24時間となります。
- 「健康保険証利用の申込」については、AM3時～AM6時はご利用いただけません。（メンテナンス等に伴い手続きができないことがありますので、詳細はポータルサイトのお知らせ等で周知いたしますので、定期的にご確認ください。）
- 但し、やむを得ずシステム停止する場合、支払基金より医療機関・薬局及びシステムベンダーへ個別にメールを送付します。

3.

ログ取得の
お願い
(必要に応じて)

プレ運用開始後、不具合等が発生した際、システムベンダーに協力いただき、資格確認端末に保持されるログ情報の取得をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

- 取得する必要がある場合、具体的な取得依頼については、別途ご連絡します。

4.

ご協力の
お願い

プレ運用状況のフィードバックや広報向けアンケート（週次予定）のお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

- 必要に応じて、運用状況や困っていること等のお伺いさせていただきたく、別途ご連絡します。
＜アンケート例＞
 - マイナンバーカードでのオンライン資格確認による受付業務にどのような変化があったか、患者からどのような問合せがあったか
 - 健康保険証でのオンライン資格確認による受付業務にどのような変化があったか、患者からどのような問合せがあったか

等



お問い合わせ窓口

「プレ運用」の準備作業等に係る不明点については、以下よりお問い合わせをお願いします。

オンライン資格確認等コールセンターへ個別連絡

はじめに医療機関コード、医療機関・薬局名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。



- 電話番号：0800-080-4583（通話無料）
- メール：contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp
- 対応時間：月曜日～金曜日 8:00～18:00
土曜日 8:00～16:00
(いずれも祝日を除く)

※レセプトコンピュータ、電子カルテシステム、調剤システムに係るご質問は各システムベンダへお問い合わせください。

※顔認証付きカードリーダーに係るご質問は顔認証付きカードリーダーメーカーへお問い合わせください。

富士通Japan株式会社：0120-924-524

-受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）除く）

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社：0120-878-400

-受付時間 9:00～17:30（土・日・祝日はメール受付のみ）

株式会社アルメックス：0120-346-400

-受付時間 365日24時間対応

キャノンマーケティングジャパン株式会社：03-6636-0333

-受付時間 9:00～17:30（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）・夏期休暇（8/9～8/13）除く）

※以下リンクについてもご参照いただきますようお願いいたします。

- 医療機関等ポータルサイト：オンライン資格確認 利用規約
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/application/docs/07a9b9ed90aceed18b3401c338069790.pdf>
- 医療機関等ポータルサイト：オンライン資格確認 運用マニュアル
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/post-13.html>
- 厚生労働省ホームページ：オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html